

優良ふるさと食品中央コンクール表彰 宮崎県推薦ふるさと食品募集要領

令和8年6月29日 制定

農業流通ブランド課

1 目的

本要領は、宮崎県内で地域の特性を生かして生産されている食品（以下「ふるさと食品」という。）の中で、製造・加工に関する新技術等による品質の向上及び地域で生産される農林水産物の加工利用の面等において特に優れた成果を挙げた「ふるさと食品」を選定し、一般財団法人食品産業センターが主催する「優良ふるさと食品中央コンクール」に本県代表として推薦することを目的とする。

2 主催

宮崎県

3 「優良ふるさと食品中央コンクール」への推薦

本県からは、応募部門に限らず1点のみを推薦する。

4 募集

(1) 募集

- ① 募集開始：一般財団法人食品産業センターの募集開始に伴う。
- ② 募集締切：7月31日（金）必着までとする。

(2) 提出物

- ① 申請書（様式1号）
- ② 調査票（様式2号）
- ③ 申請商品画像データ（ファイル形式：JPEG または PNG）
- ④ その他補足資料（申請者の概要、商品チラシ、FCPシート、商品規格書等）
- ⑤ 試飲・試食用サンプル（応募時点での提出不要。審査に必要なサンプルの送付については、申請書受理後、別途連絡します。）

(3) 応募方法

上記（2）の提出物①～④を以下（4）問合せ先のメールアドレス宛に、電子ファイルにて送付すること。

(4) 問合せ先

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 食産業連携担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：(0985) 26-7847 FAX：(0985) 26-7332

E-mail：nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp

5 審査基準

- (1) 地域の特性を生かして生産された食品であること。
- (2) 原料調達等の面において地域の発展・活性化に功績があると認められるもの。
- (3) 原料の加工利用法、開発商品の商品特性が特に優れていると認められるもの。
- (4) 食味が優れており、かつ視覚的に優れていると認められるもの。
- (5) 表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの。
- (6) 商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているもの。

6 申請要件等

(1) 申請商品

- ① 過去に一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール表彰」農林水産大臣賞を受賞していない商品であること。
- ② 過去3年以内に製品化し、販売された加工食品であること。
- ③ 過去2か年にわたり、継続して一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」に表彰された商品を製造した事業者に係るものでないこと。
- ④ 法令等の違反行為の有無及び容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務履行については「調査票（様式2号）」に記入の上、提出すること。
- ⑤ 過去に、企業として重大な指導や改善命令等（食中毒を起こした等）を監督官庁より受けていないこと。
- ⑥ 食品表示法、JAS法、健康増進法、計量法、容器包装リサイクル法等の関係諸法規に照らし正しく表示されていること。
- ⑦ 過去3か年において、食品関係法令に違反する等による行政的制裁処分等を受けていないこと。
- ⑧ 過去3か年において、刑事罰に処せられたことがないこと。
- ⑨ 申請商品は、1事業者1商品までとする。ただし、複数の商品を組み合わせたセット商品は1商品としてみなすものとする。

(2) 申請者

- ① 食品製造業を営む者
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合、若しくは商工組合連合又は水産業協同組合法（昭和23年法律242号）に基づく水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であって、食品の製造・加工等に関する事業を行うもの
- ③ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき設立された組合
- ④ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された組合
- ⑤ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

(3) 部門別要件

- ① 新技術開発部門
ふるさと食品の製造・加工に関する新技術の開発もしくは実用化を行ったもの。

② 新製品開発部門

ふるさと食品について新製品の開発を行い、製造・加工を行ったもの。

③ 国産農林産品利用部門

ふるさと食品の製造・加工を通じて、農産物や林産物の原料調達等で地域の発展・活性化に功績のあったもの。

④ 国産畜水産品利用部門

ふるさと食品の製造・加工を通じて、畜産物や水産物の原料調達等で地域の発展・活性化に功績のあったもの。

7 審査

(1) 審査員

宮崎県商工観光労働部 食品開発センター 食品開発部 特別研究員兼副部長

公益財団法人宮崎県産業振興機構 フードビジネス相談ステーション長

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 課長

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 課長補佐（技術担当）

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 ブランド・食の安全担当

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 輸出・流通担当

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課 食産業連携担当

(2) 審査方法

審査基準に準拠し、提出された申請書等に対する書面審査及び申請商品の試飲・試食審査を行い、各審査員が申請商品ごとに評価した結果をもとに選考する。

（なお、応募者が多数の場合は、書類審査（申請書及び調査票）による一次審査を実施する。）

① 審査員は、審査の対象となった商品について、申請書等に基づく書面審査及び当該商品の試飲・試食を行い審査用紙に5段階評価で点数をつける。

② 事務局が審査員全員の点数を合計し、点数の最も高い商品を県推薦ふるさと食品とする。

③ 審査員の合計点が同点の場合には、審査員による協議の上、選考する。

④ 県推薦ふるさと食品の事業者等が推薦を辞退した場合や6の申請要件等を満たさないことが判明した場合は、次点の品目を県推薦ふるさと食品とする。

(3) 審査結果

審査結果（「優良ふるさと食品中央コンクール」への県代表としての推薦の有無）は、全ての出品者にメール等で通知する。

8 事務局

当推薦募集に係る事務局は、宮崎県農政水産部農業流通ブランド課食産業連携担当に置く。

9 その他

その他、当コンクールの県推薦ふるさと食品の選定に関して必要な事項は、別に定める。